

答申

1 目的外利用が予想される個人情報

(所管課) 産業振興部農林振興課

ア 個人情報の内容

耕作放棄地所在(地番)、耕作放棄地所有者名

イ 提供の相手先

地区委員、地区農家組合長

ウ 審査会の意見

農林水産省が進めている耕作放棄地解消支援ガイドラインに基づき、市と農業委員会が市内のすべての放棄地を調査したデータである。市、農業委員会、耕作放棄地対策協議会の構成員が中心に調査を行うが、より正確な調査を行うためには、地区委員もしくは地区農家組合長の協力が不可欠であり、市の個人情報を提供する公益上の必要性が認められる。

エ その他

提供相手の地区委員は市から委嘱された公務員であり、また、地区農家組合長は任意の団体の長であり、地区委員や地区農家組合長は地方公務員法の守秘義務が適用されないので、守秘義務の徹底を図る必要がある。

また、データの提供については、すべての地区に提供するのではなく、要望のあった地区の地区委員や地区農家組合長に限定するものであり、耕作放棄地対策協議会の構成員の手助けを行い、個人情報保護の徹底を図りたい。

2 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年4月13日	諮問書受理
平成21年4月17日	所管課に理由説明を求む 審議 答申 (第1回審査会)